

# 宮崎県建築物耐震改修促進計画【概要版】

## はじめに

- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」において、都道府県は国の基本方針に基づき、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることとされている。
  - 南海トラフ巨大地震の発生が指摘され、本県においても甚大な被害が想定されている中、過去の大地震の教訓を踏まえ、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあることから、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の一層の促進を図るため、促進計画を改定する。
  - 本促進計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、県及び所管行政庁を含む市町村は、本計画に基づき県内の建築物の耐震化の促進に向けて取組を進めていくこととする。
- ※ 所管行政庁とは、建築主事を置く宮崎市、都城市、延岡市、日向市の区域においては、その市長で、その他の市町村区域は県知事である。

## 第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標設定

- 想定される地震の規模及び想定される被害の状況
 

県で実施している地震被害想定のうち、最も被害の大きい「南海トラフ巨大地震」の状況は次のとおり。

  - 地震の規模 マグニチュード9クラス、最大震度 震度7
  - 被害の程度 死者数：約11,000名 全壊建物数：約82,000棟
- 耐震化の現状と目標設定
 

政府設定目標

  - 令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消
  - 耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を令和12年までに概ね解消とし、要安全確認計画記載建築物については早期に解消とした。

県内の耐震化率の現状及び令和17年度末における耐震化率の目標は次表のとおり。

建築物の種類	前回改定時の耐震化率		今回改定による耐震化率			政府設定目標
	現状 (R2年度末)	目標 (R7年度末)	現状 (R7年度末)	目標 (R12年度末)	目標 (R17年度末)	
住宅	84.0%	90.0%	88.0%	95.0%	概ね解消	R17までに概ね解消
災害時の拠点となる建築物 (要安全確認計画記載建築物)	62.5%	100%	※ 44.4%	100%		早期に解消
多数の者が利用する公共建築物	98.8%	100%	99.7%	100%		
その他耐震化が必要な県有施設	99.0%	100%	99.7%	100%		

※前回改定後、対象建築物が追加指定されたため、耐震化率が下がっている。

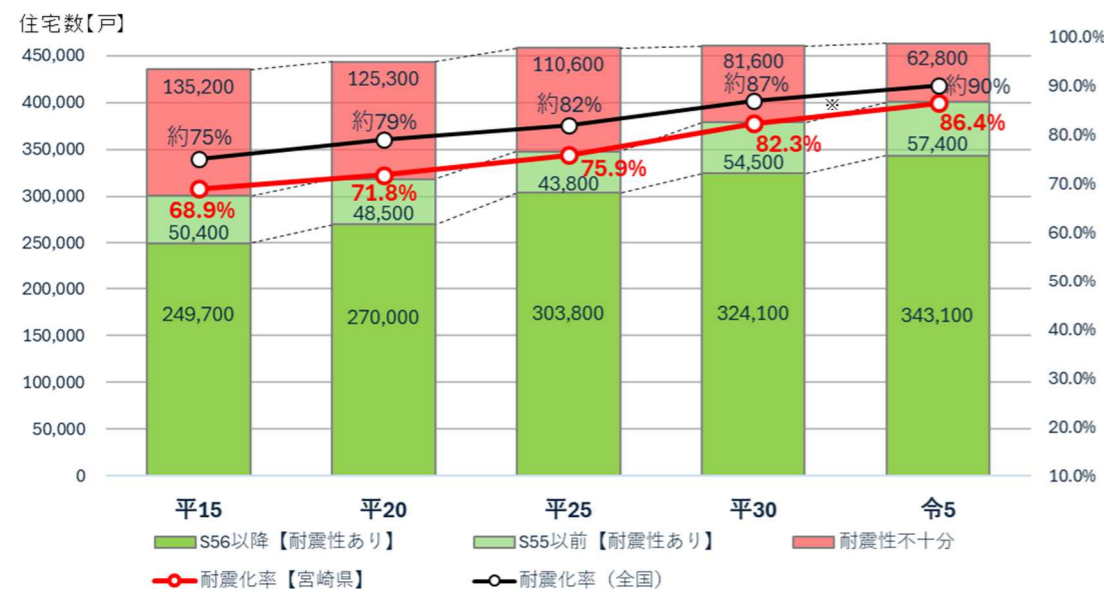


図 住宅の耐震化率の進捗状況

上記の図は、総務省「住宅・土地統計調査」の結果を用い、国が示した方法に準じて算出したものである。

## 第2章 建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の促進を図るための施策

- 耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に係る基本的な取組方針
 

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、大地震時に耐震性が不足している建築物が及ぼす影響について自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。そのため、県及び市町村は所有者等に対する耐震性の向上に向けた意識の啓発、耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に関する情報提供等を含めた環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講じる。
- 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策
  - 県及び市町村は、建築物の所有者等に対し、耐震化に要する費用の補助等による支援を行う。
  - 県及び市町村は、国等の支援制度（耐震改修促進税制等・住宅ローン減税耐震改修融資制度等）の周知を図る。
  - 県は、専門技術者（宮崎県木造住宅耐震診断士）を養成し、窓口に登録名簿を配架するなど、情報提供を行う。
  - 県及び市町村は、建築物の所有者等向けの相談窓口を設置し、建築関係団体等と連携して情報提供を行う。
  - 県は、安価な耐震改修工法の普及を図るため、講習会を実施するとともに、実際の耐震改修工事においてローコスト化を図れるよう、市町村によるローコスト工法アドバイザーの派遣に対して国とともに支援を行う。
  - 市町村が推進している空き家を活用した移住施策において、空き家の耐震化を促進する。
- 地震時の総合的な安全対策を図るための取組
  - 県及び市町村は、建築物の所有者等に対し、ブロック塀の倒壊、窓ガラスや屋根瓦の落下防止、天井等非構造部材の落下防止、地震時のエレベーターの封じ込め防止等について必要な対策を講じるよう指導等を行う。
  - 県は、宮崎県被災建築物応急危険度判定士の養成に取り組む。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
 

県は、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の効果的な輸送のため、第一次・第二次緊急輸送道路を宮崎県地域防災計画に位置づけている。これらの道路について、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者等が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める道路として、法第5条第3項第3号に基づき指定する。

また、道路管理者と密に連携を図りながら、要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の指定を検討する等、関係機関と連携し、施策の推進を図る。

## 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 県及び市町村等は、耐震化の促進を図るための取組の普及啓発に資するため、次の事項に取り組む。
- 地震被害想定結果等の周知
  - パンフレットの作成・配布、出前講座・講習会の開催
  - 各種イベント等の活用
  - アドバイザー派遣の充実
  - リフォームにあわせた耐震改修工事の誘導
  - 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の周知
  - 空き家施策と連携した耐震改修の誘導
  - 自治会等との連携
  - 県及び市町村ホームページによる情報提供

## 第4章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

- 県内の建築物の耐震を促進するため、所管行政庁は以下の事項に取り組む。
- 法による耐震診断又は耐震改修の指導等の実施
 

所管行政庁は、法により定義される建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言を行うものとし、特にその倒壊を防止する必要性が高いものについては、より具体的な対応を求める指示や公表を優先的に行うこととする。
  - 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法
 

優先的に指導等を行うべき建築物の選定及び指導等実施の手順、公表のあり方等については、所管行政庁が相互に連携し、統一的な運用に努める。
  - 建築基準法による勧告又は命令等の実施
 

建築基準法に基づく勧告又は命令、その実施等のあり方については、所管行政庁が相互に連携し、統一的な運用に努める。

## 第5章 その他建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事の促進に関し必要な事項

- 市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項
 

市町村は、国の基本方針と宮崎県建築物耐震改修促進計画の内容を踏まえて、地域の状況を勘案し、住宅や特定建築物の耐震化の目標を定める。
- 関係団体との連携
 

県は、建築関係団体等と連携し、県民への働きかけや市町村の相談業務の補完等を実施し耐震化を促進する。